

カンボジア王国

国家 宗教 王

経済財政省

No.18 MEF.命令.GDT

VAT 控除申請および還付申請の手順に係る命令

VAT 制度の効果的かつ透明性のある実施を強化するため、経済財政省（MEF）は、ロイヤルクレタム No. NS / RKM / 0523/004（2023 年 5 月 16 日付）により交付された税法第 68 条、69 条、73 条および 74 条、VAT に係る政令 No.114（1999 年 12 月 24 日付）および VAT 還付の仕組みに係る省令 No.576（2018 年 6 月 19 日付）にしたがい、以下の勧告を行なう。

1. VAT 控除申請の手順

中規模納税者または高額納税者は次のように適用される。

- a. 税務総局（GDT）のオンライン申告システム（E-Filing）を使用して控除を申請する。
- b. VAT 控除は、当月の現地サプライヤーからの仕入品、またはその月の VAT 納税者からの商品輸入に対してのみ適用される。
- c. 控除は、VAT 対象の供給品、または VAT 対象の商品を供給するために使用する輸入品に対してのみ許可される。一方、VAT 納税者でない者は、仕入品に係る控除を申請することはできない。
- d. 控除申請のサポート書類には次のものが含まれる。
 - 商品または地域サービスの購入に関して、納税者は MEF 省令 No.723 に記載されているように、正しく記載された請求書（原本）を持っていないなければならない。2019 年 8 月 14 日付の省令は、請求書の使用規則について、通常の請求書（商業請求書）を控除の税額請求書として許可できないことを示している。
 - 輸入に関しては、納税者は企業名と正確な情報を記載した税関申告書および領収書（原本）を保持していなければならない。

2. VAT 還付申請の手順

VAT 還付が迅速かつ透明性をもって実施されることを保証、および、年次の財務規制に従っ

て還付が期限内に決済されることを保証するため、VAT 還付を申請する中規模納税者または大規模納税者は次のように申請するものとする。

- a. 連続 3 か月を超えたインプット控除がある、重要な輸出のある納税者、または適格投資企業として登録されている納税者およびその他の個人納税者は、E-Filing を通じて VAT 申請書を出し VAT 還付申請をすることができる。アウトプット税を超えるインプット控除を持つ納税者は、還付を迅速に受領し、長期間 VAT 控除を保持し続けることを避けるために、3 か月以内、6 か月以内、または最長 1 年以内に還付を申請できる。税務事務負担の軽減および請求書や関連する書類の確認のために長時間をかけるためである。納税者がインプット控除を蓄積し、1 年以上還付を請求しない場合、VAT 還付制度に関する 2018 年 6 月 19 日付の MEF 省令 No. 576 に記載されている還付期間は適用されない。
- b. 納税者が 3 年を超えてインプット控除を蓄積した場合、還付は認められない (N-3)。ただ、過年度 (2020 年以前) から還付請求されていないインプット控除については、納税者は 2023 年末までに還付を求める書簡を GDT に提出する必要がある、そうしない場合、還付は行われぬ。さらに、VAT 還付は適切なサプライヤーの納税申告書およびそのデータによって裏付けられたインプット控除に対してのみ許可される。
- c. 銀行口座情報と企業情報を正確かつタイムリーに更新する。
- d. VAT 会計書類およびリストは、GDT の要求に応じて十分かつ適時に提供される必要がある。そうでない場合、VAT 還付申請は、GDT がこれらの書類およびリストを受領する日まで保留または拒否するものとする。
- e. 還付を申請する企業に納税債務が存在するか、納税再評価を受けている場合、GDT は企業が納税債務を解消するか納税再評価が完了するまで、VAT 還付を一時的に停止することがある。

経済財政省は、カンボジア王国で経済活動を行うすべての申告納税者がこのガイドラインを効果的に実施するために注意を払うことを強く望んでいる。

首都プノンペン 2023 年 8 月 8 日

副首相 経済財政省大臣

Aun Pornmoniroth